

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 9 月

福岡市人事委員会





人 審 第 67 号

令和 7 年 9 月 3 日

福岡市議会議長 平 畑 雅 博 様

福 岡 市 長 高 島 宗一郎 様

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

### 職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



# 別紙第 1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ったので、その結果を報告する。

### 1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和7年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目	内 容	項 目	内 容		
職 員 数	7,077 人	平 均 経 験 年 数	17.3 年		
平 均 年 齢	38.9 歳	平 均 勤 続 年 数	15.3 年		
平 均 給 与 月 額	給 料	321,314 円	平 均 扶 養 親 族 数	0.7 人	
	扶 養 手 当	8,621 円	男 女 別 構 成 比	男 性	56.5 %
	地 域 手 当	33,827 円		女 性	43.5 %
	住 居 手 当	10,285 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	66.4 %
	管 理 職 手 当	7,865 円		短 大 卒	5.2 %
	そ の 他	29 円		高 校 卒	28.2 %
	計	381,941 円		中 学 卒	0.2 %

- (注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。  
 2 構成比に表記した数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。  
 3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

## 2 民間給与の調査

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の1,000事業所
調査事業所数	層化無作為抽出法によって抽出した200事業所
調査対象職種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 医療、教育関係等54職種
調査項目	令和7年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 住宅手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

### (2) 調査の結果

調査完了率は、86.4%となっており、厳しい諸環境の中においても、各事業所の協力を得て、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

なお、後記3(1)のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の市職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

#### ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員

(係員) について、ベースアップを実施した事業所の割合は61.2%であり、ベースダウンを実施した事業所は該当なしとなっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.8%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額した事業所の割合は31.7%、減額した事業所の割合は3.5%となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	61.2	1.8	-	37.0
課長級	55.4	1.0	-	43.6

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	90.3	87.8	31.7	3.5	52.6	2.4	9.7
課長級	80.4	77.9	25.6	2.9	49.4	2.5	19.6

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

## イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で78.9%、高校卒で51.2%となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で78.2%、高校卒で79.1%、据え置いた事業所の割合は大学卒で21.8%、高校卒で20.9%となっている。

(参考資料 2 民間給与関係資料 第15表 参照)

## 3 市職員給与と民間給与との比較

### (1) 比較方法の見直し

人事院は、本年の給与勧告において、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法の見直しを行ったところである。本委員会においても、人事院と同様の観点から、本年の公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に改めることとする。

### (2) 比較結果

比較方法の見直しを前記のとおり行った上で、本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

#### ア 月例給

「令和7年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額（市職員にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第5表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を1人当

たり平均にして13,278円（3.41%）下回っていることが明らかになった。

第5表 市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (事務・技術関係職種) ①	市職員給与 行政職(一般事務及び技術職) ②	較差 ①-② ( (①-②) / ② × 100 )
402,457円	389,179円	13,278円 (3.41%)

(注) 1 第1表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第1表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。  
2 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、10,866円（2.79%）である。

#### イ 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額の4.65月分に相当しており、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数（4.60月）が、市内民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下半期	2.25月分
	上半期	2.40月分
	計	4.65月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。  
2 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合(計)は、4.63月分である。

備考 本市の場合、現行の年間支給月数は、4.60月である。

#### 4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、101.2（指定都市平均99.8）である。

#### 5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国及び本市で3.6%上昇している。

また、生計費の基礎となる家計調査（総務省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり309,499円となっている。

（参考資料 3 その他 第23表 参照）

#### 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討  
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止  
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化  
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し  
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入  
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用  
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入  
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備  
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化  
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備  
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
  - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
  - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)  
[ 令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較 ] 【令和7年4月実施】

- 俸給
  - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ  
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])  
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
  - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定  
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%  
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
  - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
  - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
  - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
  - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

**ボーナス** [ 直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 ]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

### ■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

### ■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

## 7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に相応するものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定及び社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

### (1) 令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定について

#### ア 改定の基本的考え方

##### (月例給)

月例給については、前記3(2)アのとおり、本年4月時点で、市職員給与が民間給与を13,278円(3.41%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

##### (特別給)

特別給(期末手当及び勤勉手当)については、前記3(2)イのとおり、市職員の特別給の年間支給月数(4.60月)が、民間における特別

給の支給割合（4.65月）を下回っていることから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすることが適当である。

## イ 改定すべき事項

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

### (7) 給料表

#### a 行政職給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告における俸給表の改定傾向等を踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在籍する号給に重点を置いた改定を行い、そこから改定率を逡減させつつ幅広い世代で引上げ改定を行うことが必要である。その際、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、適切な給料表となるよう留意することが必要である。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、常時勤務を要する定年前職員との均衡を踏まえ、所要の改定を行うことが適当である。

#### b 医療職給料表及び消防職給料表

医療職給料表及び消防職給料表については、行政職給料表の改定との均衡を基本として改定を行うことが必要である。

#### c 教育職給料表

教育職給料表については、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県等の他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当であるとしてきたところであり、本年においても従来と同様の取扱いとすることが適当である。

ただし、給与制度のアップデートへの対応及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の成立を踏まえた本市における対応を検討する必要があること等から、引き続き、本市行政職給料表の改定との均衡を基本とした改定の実施に向けて検討を進める必要がある。

#### d 特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表

特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表については、国に準拠した給料表としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

#### (イ) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うことが必要である。

#### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

##### a bに掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

- ① 現行の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.60月分については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、4.65月分とすること。
- ② 本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとし、来年度以降については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるように配分すること。

**b 定年前再任用短時間勤務職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員**

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

**ウ 実施時期**

上記イの(ア)（cを除く。）及び(イ)の改定は、令和7年4月1日に遡及して実施する。また、(ウ)の改定は、本年12月期以降の期末手当及び勤勉手当から実施する。

**(2) 通勤手当について**

本年の人事院勧告において、職種別民間給与実態調査の結果等を踏まえ、自動車等使用者の通勤手当の距離区分ごとの手当額の改定等に関する言及がなされたところである。本市においても、国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を踏まえ、通勤手当の改定について検討する必要がある。

**(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について**

本委員会は、昨年報告において、本市が国準拠の考え方を基本として給与制度を構築してきたことから、給与制度のアップデートについても、国の具体的な制度改正の内容や他の地方公共団体の動向等を踏まえた、実施に向けた検討の必要性について言及したところである。

国においては、令和6年人事院勧告を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、人材確保に資する処遇の改善、役割・活躍に応じた処遇の実現、円滑な配置等のための処遇面の取組、多様なワ

ークスタイル・ライフスタイル選択を可能とするための処遇面の取組について各種改定がなされたところである。当該改定について、総務省は、地方公共団体においても、各地方公共団体の給与実態を踏まえつつ適切に見直しを行うよう、技術的助言を行った。

また、本市においても、管理職員特別勤務手当の支給対象拡大や特定任期付職員のボーナス拡充等について改定を実施したところである。

これらのことを踏まえ、本市においては次のとおり措置するとともに、国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を勘案し、引き続き給与制度のアップデートを図っていく必要がある。

## ア 扶養手当

国においては、令和6年人事院勧告において、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況などの社会と公務の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとし、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることを踏まえ、子に係る扶養手当を更に充実させることが適当であるとして、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる旨言及されたこと等を踏まえ、扶養手当の見直しを行った。

本市の扶養手当の制度は国の制度を基本としていること等から、本市においても、国に準じた見直しを実施することが適当である。

なお、実施にあたっては、配偶者に係る手当の廃止は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施し、これによる原資を用いて行う子に係る手当額の引上げも、同様に段階的に実施することが適当である。各年度の具体的な手当額は、第7表に示すとおりとすることが適当である。

第7表 各年度の扶養手当の手当額

扶養親族		年 度		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度 以降
配偶者	行政職給料表6級以下	6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表7級	3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子		11,500円	12,300円	13,000円

(注) 「行政職給料表6級」、「行政職給料表7級」には、これらに相当する職務の級を含む。

### イ 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

国においては、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、新たに住居手当が支給されているところである。本市の定年前再任用短時間勤務職員等の給与制度については、国の制度を基本としていることから、本市においても、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することが適当である。

### (4) 職員の勤務環境の整備について

多様化する行政需要に対応し、市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康やモチベーションを維持しながら職務に励むことが必要である。こうした観点から、以下のような勤務環境の整備を進めていくことは重要な課題である。

#### ア 時間外勤務の縮減等について

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点から重要な課題であるとともに、公務能率の維持にもつながるものである。

本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和6年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第8表に示すとおり、全体の7.3%となった。

任命権者においては、引き続き、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、デジタル技術の活用や業務知識等の共有、業務の見直し等により、職場全体における業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めるとともに、一部の職員への負担集中を避けるために業務負担の平準化を図るなど時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教職員に関しては、現在教育委員会において、福岡市立学校における働き方改革についての新たなプログラムが策定されているところであり、今後、当該プログラムに基づいて、教職員の勤務環境改善の取組等が進められる予定である。

教育委員会においては、新たなプログラムを踏まえ、長時間勤務の要因の分析や必要な人員等の点検・検証等を通じて、学校における働き方改革を推進し、教職員が心身の健康を保ちながら、子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できる環境づくりを着実に進めることが必要である。

第8表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	10.0%	7.9%	7.3%

(福岡市人事委員会調査)

## イ メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス対策は、職員が健康で充実した生活を送るとともに、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和6年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見ると、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の7割以上を占めており、依然として高い水準にある。

中でも若年層職員において、心の病による長期病休者の増加傾向が若干強く、離職防止の観点からも対策が重要である。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しており、採用5年以内の教職員への研修など、若年層職員等に対する支援にも取り組んでいるところである。

今後も任命権者においては、メンタルヘルス対策のための効果的な取組を職員の年代等に応じてきめ細かに行っていくことが必要である。

なお、「ア 時間外勤務の縮減等について」及び「ウ ハラスメントの防止について」で述べている内容は、職員のメンタルヘルスにも通じる取組であるため、今後も着実に実施していくことが求められる。

## ウ ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。

ハラスメントの防止には職員を監督する地位にある監督者が果たす役割が重要であるが、令和6年度には部長級職員が部下職員へのハラ

メント行為によって懲戒処分を受ける事案が複数発生している。

任命権者においては、これまで係長級以上の職員を対象としたハラスメント研修を新設するなど、監督者へのアプローチを強化してきたところではあるが、前述した事案も踏まえつつ、今後も研修内容の充実等に取り組まれない。

あわせて、相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、良好な職場環境を確保していくことが必要である。

## エ 誰もが働きやすい職場づくりについて

職員一人ひとりが、その能力を十分に発揮して職務に精励し、キャリアを形成するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためには、その土台として働きやすい職場環境をつくることが重要である。

本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施してきたところである。また、子どもが生まれたすべての男性職員が安心して育児休業を取得できる職場づくりを目指すとして、同計画において男性職員の1週間以上の育児休業取得率の数値目標を100%とし、取組を進めている。

また、令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が、一般行政部門においては令和7年までに85%（1週間以上の育児休業）と大幅に引き上げられた。

令和6年度における全市の男性職員の1週間以上の育児休業取得率は、第9表（その1）に示すとおり102.2%と、前述した本市目標

及び政府目標はともに達成されている。

本市ではこれまでさまざまな両立支援制度が整備されてきたところであるが、任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要である。

また、本年4月からフレックスタイム制が本市で本格導入されるなど柔軟な働き方を推進するための取組が進められているところであるが、個々の職員の生活スタイルに合わせた働き方の実現や多様な人材の確保のために、引き続き、本市において取組を推進していくことが求められる。

## 第9表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

### その1 1週間以上の育児休業取得率

区分	令和5年度	令和6年度
取得率	90.2%	102.2%

### その2 育児休業取得率

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得率	33.5%	34.7%	60.5%	97.4%	103.0%

(注) 第9表はいずれも任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和6年度の実施状況について」を基に作成。なお、「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)であり、(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

## (5) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進は、市政に対する市民からの信頼の確保とともに、健全で快適な職場づくりの面においても重要な課題である。

本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んできたところであるが、職員による不祥事は、公務の内外を問わず後を絶たない。このような非違行為は当該職員はもとより、市職員全体の信用失墜を招くものである。

こうした状況を踏まえ、職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚し、常に規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことは当然のことであるが、任命権者においては、市民の信頼を確保していくために、改めて職員全体のコンプライアンス向上に手を尽くしていくことが必要である。

## 8 おわりに

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。



## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

#### 記

#### 1 令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定

##### (1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

##### (2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当

###### ア 令和7年12月期の支給割合

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（管理職職員等にあつては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（管理職職員等にあつては、1.275月分）とすること。

###### (イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.725月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とすること。

**(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員**

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

**イ 令和8年6月期以降の支給割合**

**(7) (イ)及び(ウ)以外の職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（管理職職員等にあつては、1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（管理職職員等にあつては、1.2625月分）とすること。

**(イ) 定年前再任用短時間勤務職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とすること。

**(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

**2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）**

**(1) 扶養手当**

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達した日後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年3月31日福岡市条例第18号）第9条

第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

## (2) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、福岡市職員の給与に関する条例第10条の3に規定する住居手当を支給すること。

## 3 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

1の(1)(教育職給料表を除く。)及び(2)の改定は、令和7年4月1日から実施すること。また、1の(3)のアについては令和7年12月1日から、1の(3)のイ及び2については令和8年4月1日からそれぞれ実施すること。

### (2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものには、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達した日以後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、福岡市職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき12,300円とすること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 市職員給与関係資料

令和7年福岡市職員給与等実態調査の概要	25
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	26
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	28
第3表 市職員の扶養親族数の状況	30
・その1 扶養親族数別職員数	30
・その2 給料表別扶養親族数	31
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	32
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	33
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	34
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	35
・行政職給料表	35
・医療職給料表(1)	36
・医療職給料表(2)	36
・消防職給料表	37
・教育職給料表(1)	38
・教育職給料表(3)	38
・教育職給料表(4)	39
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	40
・行政職給料表	40
・医療職給料表(1)	43
・医療職給料表(2)	44
・消防職給料表	46
・教育職給料表(1)	48
・教育職給料表(3)	50
・教育職給料表(4)	52
第9表 市職員の給料表別職員数	54
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	54
第11表 任期付職員の給料表別人員	54

## 2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	55
第12表 産業別・企業規模別調査事業所数	56
第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	57
第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	58
・その1 公民給与比較の対象職種	58
1 企業規模計（100人以上）	58
2 企業規模500人以上	60
3 企業規模100人以上500人未満	62
4 【参考】企業規模50人以上100人未満	64
・その2 公民給与比較の対象外職種	66
第15表 民間における初任給の改定状況	68
第16表 民間における住宅手当の支給状況	68
第17表 民間における通勤手当の支給状況	69
・その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	69
・その2 距離段階別定額制における自動車使用者に対する通勤手当の 支給状況	69
・その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に 係る通勤手当の支給状況	70
・その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に 係る通勤手当の月額支給の状況	70
第18表 民間における特別給の支給状況	71
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71
第20表 民間における定年制の状況	72
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	72
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	72

## 3 その他

第23表 物価及び生計費	73
--------------	----

《 参 考 》 給与勧告の流れ	74
-----------------	----

《 参 考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	75
------------------------------	----

# 1 市職員給与関係資料



# 令和7年福岡市職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和7年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

## 2 調査対象職員

一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

## 3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員について、適用される給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおり。

分類	該当職員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

注1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

注2 教育職給料表(2)は平成31年4月1日に廃止。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経 験 年 数	平均 勤 続 年 数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	7,077	38.9	17.3	15.3	56.5	43.5	66.4	5.2
医療職給料表(1)	15	47.5	21.4	9.0	40.0	60.0	100.0	—
医療職給料表(2)	249	39.8	17.0	14.7	1.2	98.8	98.8	1.2
消防職給料表	1,100	37.7	17.2	15.8	96.4	3.6	39.7	1.9
教育職給料表(1)	225	44.6	21.6	13.6	55.6	44.4	98.2	0.4
教育職給料表(3)	698	39.8	16.5	10.6	30.7	69.3	95.6	4.4
教育職給料表(4)	6,839	37.5	14.5	10.3	39.9	60.1	94.9	5.1
全 給 料 表	16,203	38.4	16.2	12.9	50.2	49.8	78.8	4.8

- (注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。  
(以下関係各表について同じ。)
- 2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)
- 3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。  
(以下関係各表について同じ。)
- 4 「給料」には、各教育職給料表適用職員のうち4級である職員への加算額、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
(以下関係各表について同じ。)
- 5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。  
(以下関係各表について同じ。)
- 6 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項及び「福岡市立学校職員の給与に関する条例」附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。  
(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	310	49.2	28.1	21.8	49.7	50.3	1.6	31.0
水道局企業職給料表	455	39.1	18.5	17.3	84.4	15.6	43.5	5.3
交通局企業職給料表	536	40.8	20.2	17.6	87.3	12.7	31.0	8.6

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	17,504	38.7	16.5	13.3	52.2	47.8	75.1	5.4
-----------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
28.2	0.2	381,941	321,314	8,621	33,827	10,285	7,865	29
—	—	876,744	461,627	6,487	83,943	8,967	56,533	259,187
—	—	368,887	320,090	2,866	32,757	8,564	4,610	—
58.4	—	380,302	317,396	15,900	33,765	8,885	4,356	—
1.3	—	458,580	394,909	11,473	40,905	8,625	2,668	—
—	—	432,976	374,714	7,766	38,453	9,991	2,052	—
—	—	408,825	351,389	7,365	36,235	10,023	3,605	208
16.3	0.1	396,698	337,176	8,497	35,167	10,016	5,501	341

66.5	1.0	372,272	322,586	10,265	33,285	6,136	—	—
51.0	0.2	381,603	319,659	9,972	33,638	11,587	6,747	—
60.3	0.2	375,617	315,630	10,557	33,066	11,894	4,470	—

19.4	0.1	395,226	335,802	8,630	35,029	10,046	5,404	315
------	-----	---------	---------	-------	--------	--------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類 給料表・職務の級		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
		円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	平均	381,941	321,314	8,621	33,827	10,285	7,865	29
	1級	228,411	196,355	408	19,676	11,935	—	37
	2級	273,396	233,582	1,432	23,501	14,856	—	25
	3級	339,341	289,703	7,212	29,711	12,715	—	—
	4級	403,227	348,557	10,598	35,915	8,136	—	21
	5級	453,090	390,449	15,073	40,638	6,912	—	18
	6級	597,025	440,302	15,316	53,980	5,364	82,000	63
	7級	659,171	480,909	12,989	59,881	5,146	100,000	246
	8級	717,373	517,461	9,326	64,547	6,566	118,684	789
医療職給料表(1)	平均	876,744	461,627	6,487	83,943	8,967	56,533	259,187
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	772,764	384,100	1,300	61,664	15,700	—	310,000
	3級	961,703	480,625	17,550	92,828	—	82,000	288,700
	4級	961,813	556,650	5,150	105,888	7,000	100,000	187,125
	5級	*	*	*	*	*	*	*
医療職給料表(2)	平均	368,887	320,090	2,866	32,757	8,564	4,610	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	286,174	245,769	1,176	24,695	14,534	—	—
	3級	349,344	308,102	3,637	31,174	6,431	—	—
	4級	405,856	357,545	3,743	36,129	8,439	—	—
	5級	443,111	397,891	3,313	40,120	1,787	—	—
	6級	581,425	438,643	6,107	52,675	2,000	82,000	—
消防職給料表	平均	380,302	317,396	15,900	33,765	8,885	4,356	—
	1級	276,705	233,178	3,559	23,674	16,294	—	—
	2級	354,648	296,780	18,490	31,527	7,851	—	—
	3級	425,081	359,087	22,569	38,166	5,259	—	—
	4級	469,375	397,393	25,776	42,317	3,889	—	—
	5級	602,558	447,102	16,815	54,592	2,049	82,000	—
	6級	648,519	477,615	8,031	58,565	4,308	100,000	—
	7級	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「\*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平均	円 458,580	円 394,909	円 11,473	円 40,905	円 8,625	円 2,668	円 —
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	450,599	390,754	10,693	40,144	9,008	—	—
	3級	488,075	420,333	17,008	43,734	7,000	—	—
	4級	584,603	447,275	25,400	52,828	3,500	55,600	—
	5級	587,400	454,550	1,750	53,400	—	77,700	—
教育職給料表(3)	平均	432,976	374,714	7,766	38,453	9,991	2,052	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	424,136	368,950	7,286	37,623	10,277	—	—
	3級	504,761	439,710	13,934	45,364	5,753	—	—
	4級	557,870	427,965	16,724	49,975	8,147	55,059	—
	5級	612,131	476,886	1,857	54,960	7,571	70,857	—
教育職給料表(4)	平均	408,825	351,389	7,365	36,235	10,023	3,605	208
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	395,263	343,282	6,172	34,945	10,684	—	180
	3級	472,793	406,542	18,056	42,459	5,736	—	—
	4級	539,897	418,041	19,889	48,618	4,137	48,249	963
	5級	581,723	447,051	12,777	52,616	2,640	66,332	307

### 第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区分		該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	1,956	454
2	人	2,225	548
3	人	1,285	710
4	人	339	260
5	人	63	55
6	人以上	3	—
計		5,871	2,027

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。  
(以下関係各表について同じ。)

(参考) 扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区分		該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	965	259
2	人	989	269
3	人	550	320
4	人	150	117
5	人	14	13
6	人以上	1	—
計		2,669	978

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養親族数			該当職員 平均扶養 親族数	全職員 平均扶養 親族数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行政職給料表	978	4,158	135	2.0	0.7
医療職給料表(1)	2	5	2	1.3	0.6
医療職給料表(2)	2	52	2	1.6	0.2
消防職給料表	343	1,215	11	2.3	1.4
教育職給料表(1)	49	174	2	2.1	1.0
教育職給料表(3)	62	387	14	2.0	0.7
教育職給料表(4)	591	3,707	61	2.0	0.6
全給料表	2,027	9,698	227	2.0	0.7

(参考)

技能・労務職給料表	50	204	14	1.9	0.9
水道局企業職給料表	94	293	16	2.0	0.9
交通局企業職給料表	137	361	7	2.0	0.9

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,308	10,556	264	2.0	0.8
--------------------------------	-------	--------	-----	-----	-----

第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

給料表		区分		借家・借間				配偶者の 居住する 借家・借間
				受給者数	手当月額 11,000円以下 の受給者数	手当月額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手当月額 28,000円受 給者数	
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	2,735 (100.0)	4 (0.1)	891 (32.6)	1,840 (67.3)	26,607 円	受給者人数 2	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	5 (100.0)	— (—)	1 (20.0)	4 (80.0)	26,900		
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	78 (100.0)	— (—)	16 (20.5)	62 (79.5)	27,340		
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	365 (100.0)	— (—)	119 (32.6)	246 (67.4)	26,778		
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	72 (100.0)	— (—)	17 (23.6)	55 (76.4)	26,954	受給者平均 手当月額 (円) 14,000	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	261 (100.0)	— (—)	93 (35.6)	168 (64.4)	26,719		
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	2,569 (100.0)	7 (0.3)	809 (31.5)	1,753 (68.2)	26,677		
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,085 (100.0)	11 (0.2)	1,946 (32.0)	4,128 (67.8)	26,666		

(参考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	75 (100.0)	2 (2.7)	31 (41.3)	42 (56.0)	25,364	受給者人数 —
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	201 (100.0)	— (—)	77 (38.3)	124 (61.7)	26,229	受給者平均 手当月額
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	243 (100.0)	1 (0.4)	90 (37.0)	152 (62.6)	26,236	(円) —

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	6,604 (100.0)	14 (0.2)	2,144 (32.5)	4,446 (67.3)	26,622	受給者人数 2
							受給者平均 手当月額 (円) 14,000

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
		人	円	円
行政職給料表		635	87,654	7,865
医療職給料表(1)		9	94,222	56,533
医療職給料表(2)		14	82,000	4,610
消防職給料表		55	87,127	4,356
教育職給料表(1)		10	60,020	2,668
教育職給料表(3)		24	59,667	2,052
教育職給料表(4)		448	55,030	3,605
全給料表		1,195	74,589	5,501

(参考)

技能・労務職給料表		—	—	—
水道局企業職給料表		36	85,278	6,747
交通局企業職給料表		28	85,571	4,470
全給料表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)		1,259	75,139	5,404

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

給料表		区 分	交 通 機 関 等 利 用 者 数	交 通 用 具 の 使 用 者 数	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 の 併 用 者 数	計	通 勤 手 当 受 給 者 平 均 手 当 月 額
							円
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	5,189 (83.7)	537 (8.7)	470 (7.6)	6,196 (100.0)	13,389	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	12 (85.7)	2 (14.3)	— (—)	14 (100.0)	13,673	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	174 (86.6)	7 (3.5)	20 (10.0)	201 (100.0)	12,734	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	426 (43.5)	503 (51.3)	51 (5.2)	980 (100.0)	11,587	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	15 (7.2)	194 (92.8)	— (—)	209 (100.0)	7,027	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	94 (15.2)	517 (83.8)	6 (1.0)	617 (100.0)	6,965	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	851 (14.6)	4,914 (84.1)	75 (1.3)	5,840 (100.0)	5,285	
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,761 (48.1)	6,674 (47.5)	622 (4.4)	14,057 (100.0)	9,511	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	46 (16.9)	219 (80.5)	7 (2.6)	272 (100.0)	6,021
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	316 (75.8)	62 (14.9)	39 (9.4)	417 (100.0)	13,970
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	372 (78.2)	66 (13.9)	38 (8.0)	476 (100.0)	14,385

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	7,495 (49.2)	7,021 (46.1)	706 (4.6)	15,222 (100.0)	9,723
--------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------	-------

# 第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

## 行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	41								41	0.6
19	38								38	0.5
20	67	2							69	1.0
21	56	7							63	0.9
22	50	155							205	2.9
23	35	159							194	2.7
24	11	227							238	3.4
25	1	199							200	2.8
26	2	205	16						223	3.2
27	3	174	30						207	2.9
28	3	139	39						181	2.6
29	1	153	69						223	3.2
30	4	109	96	4					213	3.0
31	1	80	112	15					208	2.9
32	1	41	150	21	1				214	3.0
33		30	152	29	6				217	3.1
34	1	16	103	49	12				181	2.6
35		10	98	72	19				199	2.8
36	3	13	90	85	42				233	3.3
37	2	5	63	70	37				177	2.5
38		6	62	94	42	2			206	2.9
39		4	44	67	62	2			179	2.5
40	1		35	54	56	1			147	2.1
41		3	29	51	57	1			141	2.0
42	1	4	24	58	74	2		1	164	2.3
43	1	3	7	50	69	6		1	137	1.9
44		3	9	66	83	9			170	2.4
45	1		12	66	99	15	1		194	2.7
46	1	1	8	44	89	23			166	2.3
47		2	5	50	81	21	3		162	2.3
48		3	4	61	101	30	2		201	2.8
49		1	7	44	90	33	2		177	2.5
50		2	2	46	95	31	6	1	183	2.6
51			6	47	62	32	7	1	155	2.2
52		2	4	40	76	40	9	4	175	2.5
53			2	48	78	33	15		176	2.5
54		1		36	56	29	11	4	137	1.9
55			1	45	66	31	15	5	163	2.3
56		1	2	26	48	33	17	5	132	1.9
57				36	51	42	13	6	148	2.1
58			2	28	46	27	7	6	116	1.6
59		1	2	30	40	32	14	4	123	1.7
60以上				1					1	0.01
計	325	1,761	1,285	1,433	1,638	475	122	38	7,077	100.0
構成比 %	4.6	24.9	18.2	20.2	23.1	6.7	1.7	0.5	100.0	

医療職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27	1					1	6.7
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35		1				1	6.7
36							
37		1				1	6.7
38		1				1	6.7
39							
40		1				1	6.7
41			1			1	6.7
42		1				1	6.7
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49			1			1	6.7
50							
51							
52							
53			1			1	6.7
54			1			1	6.7
55				2		2	13.3
56							
57							
58							
59				1		1	6.7
60以上				1	1	2	13.3
計	1	5	4	4	1	15	100.0
構成比%	6.7	33.3	26.7	26.7	6.7	100.0	

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22								
23		4					4	1.6
24		3					3	1.2
25		18					18	7.2
26		9					9	3.6
27		9					9	3.6
28		7					7	2.8
29		9					9	3.6
30		4	1				5	2.0
31		4	4				8	3.2
32		5	2				7	2.8
33		2	3				5	2.0
34		5	1				6	2.4
35		2	2				4	1.6
36		3	6				9	3.6
37			7				7	2.8
38		2	8	1			11	4.4
39			9	4			13	5.2
40		2	3	3			8	3.2
41			1	4			5	2.0
42				1			1	0.4
43			3	6			9	3.6
44				5	1		6	2.4
45				4	5		9	3.6
46				5	2		7	2.8
47				1	3		4	1.6
48				4	2		6	2.4
49				2	10		12	4.8
50				1	1		2	0.8
51				2	2		4	1.6
52				2	6	5	13	5.2
53			1	2	2		5	2.0
54				1	2	2	5	2.0
55					2	3	5	2.0
56					3	1	4	1.6
57				1	1		2	0.8
58					4		4	1.6
59					1	3	4	1.6
60以上								
計	—	88	51	49	47	14	249	100.0
構成比%	—	35.3	20.5	19.7	18.9	5.6	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	4							4	0.4
19	13							13	1.2
20	13							13	1.2
21	28							28	2.5
22	31							31	2.8
23	38							38	3.5
24	29							29	2.6
25	37							37	3.4
26	45							45	4.1
27	34	3						37	3.4
28	26	5						31	2.8
29	18	12						30	2.7
30	11	21						32	2.9
31	9	29						38	3.5
32	3	32	1					36	3.3
33	1	38						39	3.5
34		28	5					33	3.0
35		17	4					21	1.9
36		14	22	1				37	3.4
37		12	16	2				30	2.7
38		8	15	2				25	2.3
39		7	19	6				32	2.9
40		4	20	9				33	3.0
41		4	19	12				35	3.2
42		1	14	8				23	2.1
43		2	12	13				27	2.5
44			7	8	1			16	1.5
45		2	9	9				20	1.8
46			12	11				23	2.1
47		1	15	12	1			29	2.6
48			6	13	2			21	1.9
49		1	6	9	3			19	1.7
50			9	9	2			20	1.8
51			7	4	3			14	1.3
52			9	11	1			21	1.9
53			6	8	1	3		18	1.6
54			8	4	4	3		19	1.7
55			5	3	2	1		11	1.0
56			10	2	6			18	1.6
57			14	9	4			27	2.5
58			13	4	3	2	1	23	2.1
59			7	5	8	4		24	2.2
60以上									
計	340	241	290	174	41	13	1	1,100	100.0
構成比 %	30.9	21.9	26.4	15.8	3.7	1.2	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		1				1	0.4
23		2				2	0.9
24		1				1	0.4
25		5				5	2.2
26		2				2	0.9
27		2				2	0.9
28		5				5	2.2
29		3				3	1.3
30		7				7	3.1
31		4				4	1.8
32		3				3	1.3
33		4				4	1.8
34		6				6	2.7
35		5				5	2.2
36		3				3	1.3
37		7				7	3.1
38		9	1			10	4.4
39		6				6	2.7
40		4				4	1.8
41		6				6	2.7
42		7				7	3.1
43		2	5			7	3.1
44		4	1			5	2.2
45		5		1		6	2.7
46		3	1			4	1.8
47		9	1	2		12	5.3
48		11	1			12	5.3
49		4				4	1.8
50		6	1			7	3.1
51		11		2		13	5.8
52		6	1	1	1	9	4.0
53		8				8	3.6
54		12				12	5.3
55		4		1		5	2.2
56		7		1		8	3.6
57		6				6	2.7
58		6			1	7	3.1
59		7				7	3.1
60以上							
計	—	203	12	8	2	225	100.0
構成比%	—	90.2	5.3	3.6	0.9	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		23				23	3.3
23		31				31	4.4
24		20				20	2.9
25		17				17	2.4
26		13				13	1.9
27		23				23	3.3
28		12				12	1.7
29		15				15	2.1
30		18				18	2.6
31		21				21	3.0
32		16				16	2.3
33		23	1			24	3.4
34		13				13	1.9
35		23				23	3.3
36		24				24	3.4
37		21				21	3.0
38		22				22	3.2
39		25	1			26	3.7
40		30	3	1		34	4.9
41		21	1			22	3.2
42		16	2			18	2.6
43		16	4	1		21	3.0
44		10	1			11	1.6
45		13	2	1		16	2.3
46		17	1	1		19	2.7
47		18		6		24	3.4
48		10				10	1.4
49		15	1	3		19	2.7
50		10	3	2		15	2.1
51		9	2			11	1.6
52		14				14	2.0
53		11	2		2	15	2.1
54		9	2	1		12	1.7
55		12			1	13	1.9
56		13	3		1	17	2.4
57		12			1	13	1.9
58		10				10	1.4
59		15	3	1	2	21	3.0
60以上		1				1	0.1
計	—	642	32	17	7	698	100.0
構成比%	—	92.0	4.6	2.4	1.0	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21		2				2	0.0
22		224				224	3.3
23		269				269	3.9
24		280				280	4.1
25		233				233	3.4
26		216				216	3.2
27		252				252	3.7
28		227				227	3.3
29		304				304	4.5
30		247				247	3.6
31		239	1			240	3.5
32		248				248	3.6
33		192	1			193	2.8
34		191	3			194	2.8
35		225	8			233	3.4
36		229	9			238	3.5
37		208	12	1		221	3.2
38		209	9			218	3.2
39		182	9	2		193	2.8
40		153	11	9		173	2.5
41		179	20	10		209	3.1
42		158	15	8		181	2.7
43		148	20	12		180	2.6
44		129	23	19		171	2.5
45		103	13	15		131	1.9
46		118	18	26		162	2.4
47		105	19	20		144	2.1
48		99	19	21	1	140	2.1
49		80	6	15	6	107	1.6
50		91	7	12	11	121	1.8
51		70	10	16	12	108	1.6
52		69	8	21	6	104	1.5
53		52	7	16	4	79	1.2
54		39	1	16	11	67	1.0
55		58	3	4	8	73	1.1
56		65	3	11	18	97	1.4
57		74	6	7	27	114	1.7
58		80	3	8	22	113	1.7
59		74	6	11	42	133	1.9
60以上							
計	—	6,121	270	280	168	6,839	100.0
構成比%	—	89.5	3.9	4.1	2.5	100.0	

# 第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1		1						
2		7						
3								
4		2						
5		2						
6		36						
7	68	1						
8		4						
9								
10	37	5						
11	24	1						1
12		40						
13		2	19					
14	60	8						
15	6	155	1					
16	1	8						
17	3	31	2					
18	51	110						
19	6	49	29					
20	1	17						
21		43	20					
22	18	99	3					2
23	11	55	34					1
24	2	15						1
25		51	18					
26	6	96	25	4				
27	3	49	39		1			3
28		21	1					3
29		50	53					2
30	4	86	43	19		2	1	2
31	2	21	45		4			2
32	1	11	3	3	1	1	2	
33		53	16	1	4		1	1
34		41	71		4		2	3
35		40	44	25	6		1	
36		33	17			1	3	3
37		23	31	3	3		2	2
38	3	71	48	7	13	2	3	1
39		47	55	29	7		8	
40	1	23	28		6	1	3	
41		13	18	13	5	1	7	
42	2	52	36	9	6	3	4	
43	1	35	39	37	8	5	11	4
44		22	27	8	20	6	6	
45		13	18	11	3	4	4	2
46		34	25	3	14	5	3	2
47		27	34	41	6	8	2	
48		10	33	13	24	6	11	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49		9	22	36	9	5	1	1
50		23	26	12	13	4	6	
51	1	9	26	32	4	10	2	1
52	1	6	23	15	30	7	8	
53		4	26	29	9	11	6	1
54	1	18	28	12	18	9	3	
55		9	9	18	18	17	2	
56		3	26	31	40	12	5	
57		3	19	34	10	24	3	
58	1	8	12	18	20	6	1	
59		3	12	15	15	19	3	
60	1	8	16	22	36	23	2	
61		1	17	29	14	16	3	
62	1	8	13	21	12	16	1	
63	2	1	7	10	19	24		
64		6	10	15	38	20		
65			7	15	25	16	1	
66			7	20	11	16		
67		4	6	6	27	20		
68		7	11	16	30	15	1	
69			10	14	26	15		
70		1	5	15	19	18		
71	1	1	2	3	35	17		
72		1	4	8	35	12		
73	5		10	10	33	5		
74		2	4	17	24	6		
75		2	2	6	40	6		
76			3	24	21	4		
77			2	7	24	8		
78		1	4	14	20	4		
79			1	13	40	7		
80			1	23	26	6		
81			4	17	33	4		
82		1	2	11	25	3		
83		2	2	10	30	4		
84				22	31	4		
85		1	9	24	23	4		
86		1	1	8	10			
87				10	29	2		
88				18	27	2		
89		5	3	13	37	1		
90			2	7	14			
91				8	32	2		
92				9	18			
93			2	19	35	6		
94			1	12	21			
95				14	28			
96				14	14			
97			2	12	32			
98				7	14			
99				11	27			
100			1	15	15			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
101				13	20			
102			1	25	13			
103				8	28			
104				14	12			
105				8	17			
106				12	11			
107				6	24			
108				4	22			
109			9	17	20			
110				13	15			
111				7	13			
112				9	12			
113				8	13			
114				13	10			
115				12	6			
116				7	6			
117				12	4			
118				20	8			
119				8	2			
120				15	1			
121				9	3			
122				25				
123				11	1			
124				7				
125				103	6			
計	325	1,761	1,285	1,433	1,638	475	122	38
							総計	7,077

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28	1				
29					
30					
31					
32					
33			1		1
34					
35					
36					
37					
38					
39		2			
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51		1			
52					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54					
55					
56			1	1	
57					
58					
59					
60					
61					
62			1		
63					
64					
65			1	1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	5	4	4	1
				総計	15

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22		4				
23						
24						
25						
26		6				
27		1				
28						
29						
30		16				
31		1	2			
32						
33						
34		6				
35			3			
36			1			
37						
38		4				
39		1				
40		7	3			
41						
42		4				
43			1			
44		3	2			
45						
46		6	2			
47						
48		5	2			
49			1			
50		2	3			
51			3			1
52			2			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	人	人	人	人	人	人
54		5	3			1
55			1			
56		2	4			
57		1		1	1	2
58		1	3			
59		1				1
60		1	3	3		2
61				2	1	
62		1	2			
63					1	
64		2	1			3
65		1	2	1	1	1
66		1	1		2	1
67				2		2
68		2		2	2	
69		1		3	2	
70					1	
71			1	1	1	
72			1	1	1	
73		1	1	2	1	
74						
75					1	
76					1	
77		1		2	2	
78				2		
79				1	3	
80					1	
81		1		1		
82				2	2	
83					5	
84					2	
85				2	4	
86				3	2	
87					3	
88				1		
89				2		
90						
91				1	2	
92				1		
93				1	1	
94					1	
95				2		
96					1	
97				1		
98						
99				1		
100				1		
101						
102						
103				1		
104					1	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
105	人	人	人	人	人	人
106			1	1	1	
107				1		
108						
109				1		
110						
111						
112				1		
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121				2		
計	—	88	51	49	47	14
					総計	249

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							
	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人		
1								53								
2								54								
3								55	4			13		1		
4								56	3	12		14		3		
5	11							57								
6								58		3		2				
7								59				9		3		
8	16							60	1	4		10		2		
9	3							61		2		6		3		
10								62		8		2				
11								63				3		4		
12	8							64		1		15		1		3
13	1							65		1				8		1
14								66				6				
15								67						8		3
16	13							68		2		15				1
17	17							69						6		2
18								70		3				1		5
19	1							71				1		5		1
20	28							72				7		1		4
21	17							73						7		2
22		2						74				2		1		3
23		1						75						5		2
24	23							76				5		1		2
25	1							77						5		
26		5						78				4		2		1
27	6	3						79				3		4		2
28	17						1	80		1		7		2		2
29	3							81				3		7		
30		11						82		1		1				
31	14	15						83				5		1		
32	24							84				6		3		
33	3	7						85			1	3		4		
34		7						86		2						
35	17	18						87				5		1		
36	22		1				1	88								
37	1						1	89				4		2		
38	1	14						90				2				
39	14	11						91				1		8		
40	1	10		1			2	92				2		2		
41		5					1	93				5		5		
42		4	1	1	1		2	94		1		1				
43	34	22		1			1	95				6		4		
44	1	14		2				96				6		1		
45		4		1				97				4		1		
46		2	5					98								
47	15	13						99				2		3		
48	5	10	1	6			2	100						3		
49		1		1				101				2		8		
50		2	2	2			1	102								
51	9	4	7	1				103				2				
52	6	9		1			1	104				3		2		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
105			1	1			
106			1				
107				3			
108			4				
109			1	3			
110			2	1			
111				6			
112			1	1			
113			3	2			
114			2				
115			1	2			
116				1			
117			3	2			
118			4				
119							
120			1	1			
121			2				
122			7				
123							
124			3				
125			50				
計	340	241	290	174	41	13	1
						総計	1,100

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			1
6					
7					
8		2			
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		4			
17		1			
18					
19					
20		2			
21		1			
22					
23					
24		1			
25					
26					
27		1			
28		4			
29				1	
30		1			
31					
32		4			
33					
34					1
35					
36		6			
37					
38					
39					
40		5			
41					
42					
43					
44		6			
45					
46		2			
47					
48					
49		3	1		
50		1		1	
51					
52		4			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		1		1	
54		1	1		
55					
56		4	1		
57					
58		2			
59			1		
60		1		1	
61					
62		1	1		
63			1		
64		4			
65					
66		2	1		
67					
68		4			
69					
70		5	1		
71					
72		2			
73					
74		4			
75		2	1		
76				2	
77					
78		2		1	
79				1	
80		1			
81					
82		3			
83					
84		2			
85			1		
86		2	1		
87					
88		2			
89					
90		4			
91					
92		3			
93					
94		3			
95					
96		1			
97					
98		3			
99		1			
100		1	1		
101					
102		4			
103		1			
104		1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105					
106		3			
107					
108					
109					
110		2			
111					
112		1			
113		1			
114		4			
115					
116		1			
117					
118		5			
119		1			
120		3			
121		1			
122		1			
123		1			
124					
125					
126		4			
127					
128		1			
129		1			
130					
131		2			
132		1			
133		1			
134		1			
135		3			
136		1			
137		2			
138		1			
139		3			
140		1			
141		1			
142		3			
143		1			
144		2			
145		2			
146		11			
147		6			
148		5			
149		4			
150		2			
151		1			
152					
153		2			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	203	12	8	2
				総計	225

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		29			
6		1			
7		1			
8		23			
9		4			
10					
11					
12		17			
13		1			
14					
15		1		1	
16		13			
17		2			
18					
19					
20		14			
21		4			
22					
23		1			
24		16			1
25		2	1		
26					
27					
28		15			
29		4			1
30		1			
31		2			
32		14			
33		1		1	1
34		1			1
35		1			
36		21			
37		2			
38		1			1
39		1			1
40		14		2	
41		2		1	
42		1			
43		1		2	
44		17		1	
45		3			
46		2			
47		2			
48		15	1	2	1
49			4	1	
50		1			
51		2			
52		17	1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		1			
54		1		1	
55		3			
56		21		1	
57		2		1	
58		2			
59		3		1	
60		20			
61		1			
62		3	1		
63			1		
64		10	1	1	
65		2	2		
66		7		1	
67		1	2		
68		17			
69		2			
70		3	1		
71		3	1		
72		13			
73		4			
74		12			
75		1			
76		22			
77		3	1		
78		3			
79		3			
80		6			
81			1		
82		4			
83		2			
84		6			
85		1			
86		6	1		
87		3			
88		8			
89		2	1		
90		4	1		
91		2	2		
92		8			
93		5			
94		4	1		
95		2			
96		2			
97		4			
98		2			
99		5			
100		8			
101		4	2		
102		1			
103					
104		5	1		

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		2	1		
106		4			
107		4	1		
108		6			
109		1			
110			1		
111		3			
112		3			
113		3			
114			1		
115		4			
116		2	1		
117		2			
118					
119					
120		2			
121					
122		1			
123		3			
124		1			
125		3			
126		1			
127		1			
128		7			
129		4			
130		1			
131		6			
132					
133		3			
134		6			
135		3			
136		6			
137		5			
138		5			
139		2			
140		5			
141		2			
142		2			
143		6			
144					
145		1			
146					
147		1			
148		1			
149					
150					
151					
152					
153		3			
154					
155					
156					

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	642	32	17	7
				総計	698

教育職給料表(4)

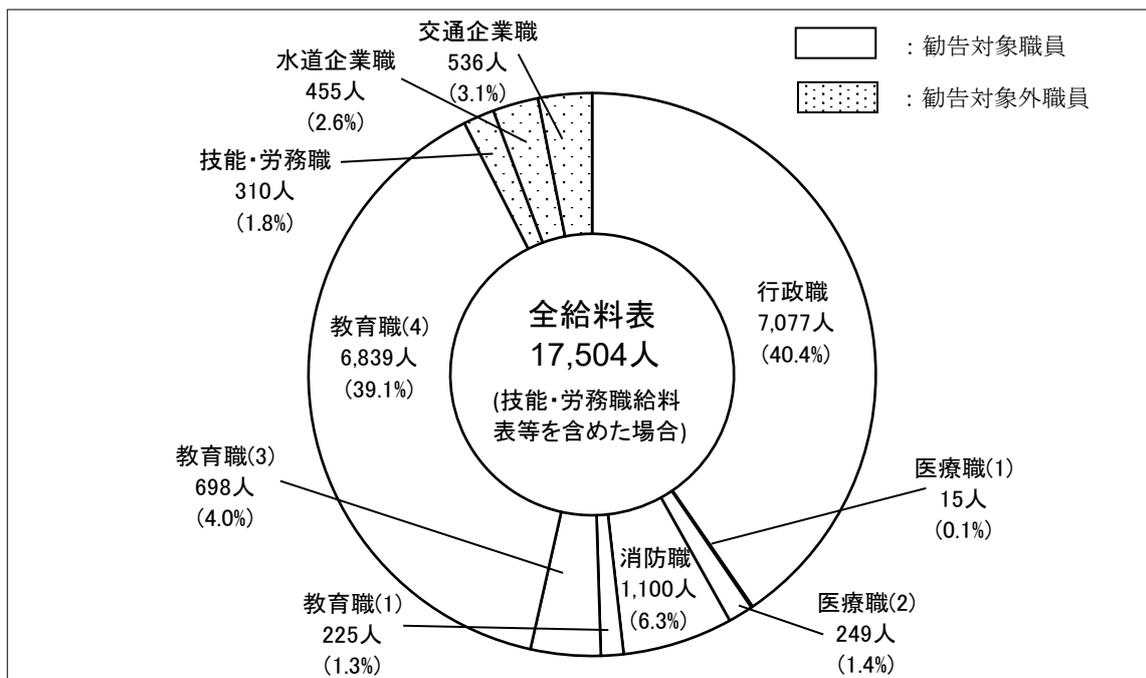
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					1
9		1			1
10					1
11		1			
12					3
13					
14		1			1
15					4
16					2
17		242	1		5
18		4			3
19		5			6
20		219			3
21		59			5
22		4			7
23		1			9
24		261	2		9
25		13	1		11
26		3	1	1	9
27		7			7
28		196	3		7
29		42	1		3
30		3	2		2
31		3	2	1	17
32		191	3	1	6
33		34	2	3	5
34		3	1	2	7
35		11	2	1	3
36		225	4	2	4
37		22	4	3	2
38		4	2	1	6
39		6	5	2	2
40		214	2	5	6
41		22	4	2	3
42		6	1	1	2
43		8	1	1	1
44		287	2	4	3
45		12		4	
46		14	2	2	2
47		12	1	4	
48		230	7	5	
49		16	9	4	
50		9	5	1	
51		10	2	6	
52		197	7	3	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		16	5	6	
54		27	2	5	
55		10	3	5	
56		197	2	3	
57		8	5	11	
58		19	3	2	
59		16	4	5	
60		155	6	5	
61		10	2	8	
62		32	2	4	
63		21	4	9	
64		180	4	9	
65		12	9	5	
66		32	4	9	
67		18	6	7	
68		160	4	3	
69		13	6	6	
70		34	6	3	
71		24	5	6	
72		165	6	5	
73		17	5	1	
74		37	7	7	
75		27	7	7	
76		127	7	1	
77		21	6	7	
78		51	8	7	
79		20	2	5	
80		129	2	9	
81		17	2	4	
82		39	3	4	
83		25	4	5	
84		115	4	2	
85		20	2	3	
86		33	3	9	
87		23	5	5	
88		95	1	1	
89		20	2	2	
90		46	1		
91		30	2	3	
92		80	1	4	
93		20	3	2	
94		38	2	1	
95		31	5	2	
96		80	2	3	
97		23		2	
98		32			
99		18	3		
100		64	1	1	
101		16	1	3	
102		30			
103		27		3	
104		52		2	

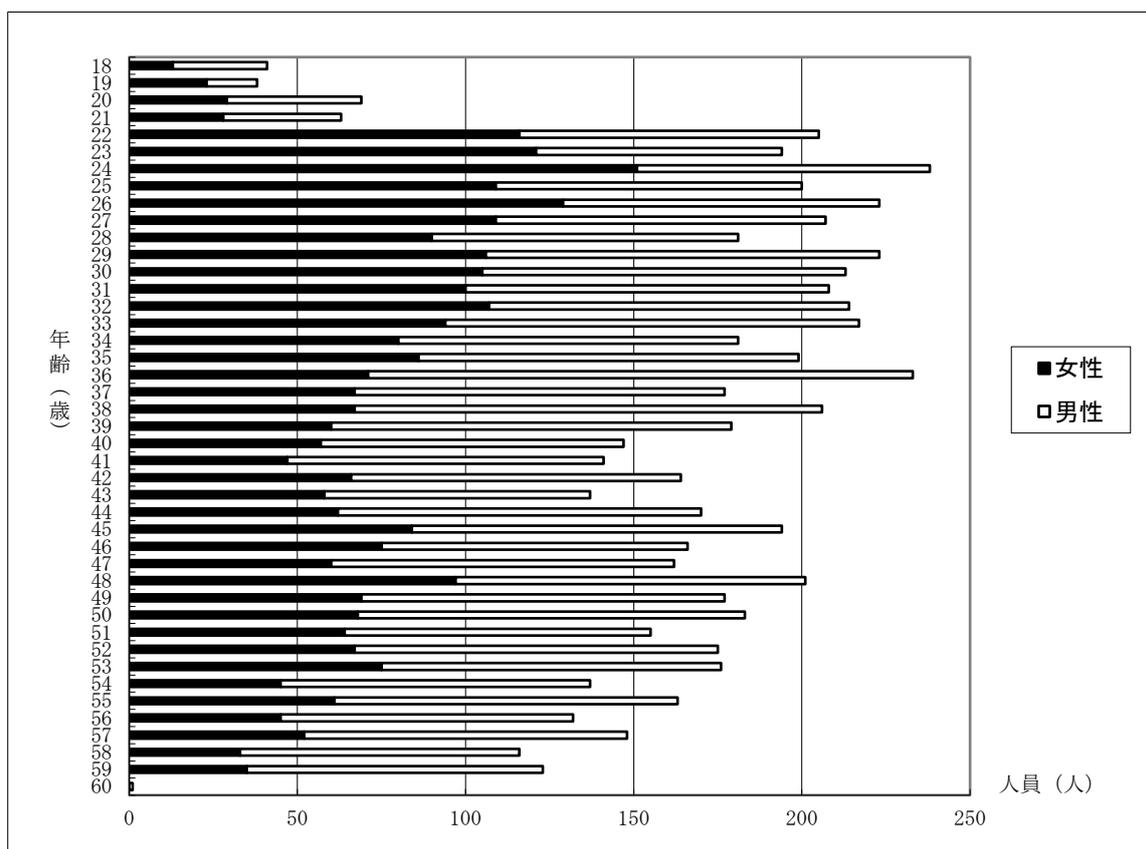
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		26			
106		22	1		
107		28	1		
108		42	1		
109		24	1		
110		24	1		
111		30			
112		30	2		
113		25	2		
114		15	2		
115		15			
116		35			
117		18			
118		19			
119		16	1		
120		26			
121		15			
122		24			
123		13			
124		20			
125		10			
126		15			
127		14			
128		14			
129		10			
130		10			
131		12			
132		5			
133		6			
134		8			
135		10			
136		12			
137		4			
138		5			
139		10			
140		16			
141		8			
142		11			
143		6			
144		18			
145		10			
146		14			
147		17			
148		26			
149		24			
150		38			
151		31			
152		37			
153		22			
154		19			
155		27			
156		12			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		8			
158		1			
159		2			
160					
161		1			
162					
163		1			
164					
165		10			
計	—	6,121	270	280	168
				総計	6,839

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	3人
計	3

2 一般任期付職員

給料表	人員
医療職給料表	1人
計	1

## 2 民間給与関係資料



# 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和7年4月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

(調査期間 令和7年4月23日(水)～令和7年6月13日(金))

## 2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所  
1,000事業所

### (2) 調査対象職種

76職種(事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種)

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により19層に層化し、これらの層から200事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第12表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 5 集計

(1) 調査実人員は、行政職に相当する職種が6,670人(初任給関係 377人、初任給関係以外 6,293人)であり、その他の職種が673人(初任給関係 1人、初任給関係以外672人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は50,538人であり、このうち、行政職に相当するものは39,103人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 171	事業所 49	事業所 33	事業所 26	事業所 46	事業所 17
農 業、林 業 農 漁	-	-	-	-	-	-
鉱 業、採石業、砂利採取業 建 設	25	7	6	3	7	2
製 造 業	18	7	3	3	2	3
電 気・ガス・熱供給・水道業 情 報 通 信 業 運 輸 業、郵 便 業	49	11	10	8	15	5
卸 売 業、小 売 業	28	7	4	5	9	3
金 融 業、保 険 業 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	9	5	1	1	2	-
教 育、学 習 支 援 業 医 療、福 祉 業 サ ー ビ ス 業	42	12	9	6	11	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が27所あった。
- 2 調査事業所200所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であること等が判明した事業所2所を除いた198所に占める調査完了事業所171所の割合（調査完了率）は、86.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全規模 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員 ・技術者計	大 学 卒	円 238,514	円 244,835	円 224,010	円 ※ 218,580
	短 大 卒	197,840	213,621	184,270	※ 179,933
	高 校 卒	200,561	203,014	194,386	※ 187,900
新卒事務員	大 学 卒	230,162	238,090	218,499	※ 231,450
	短 大 卒	186,548	※ 201,895	※ 179,410	-
	高 校 卒	190,908	191,466	※ 184,000	-
新卒技術者	大 学 卒	247,325	250,108	235,964	※ 210,000
	短 大 卒	213,299	221,334	※ 197,654	※ 179,933
	高 校 卒	204,749	210,431	195,283	※ 187,900

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

(注) 2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

備考 本市行政事務・技術職員における、地域手当を含む初任給は、福岡市職員採用試験の試験区分毎に、上級（大学卒程度）242,000 円、中級（短大卒程度）220,770 円、初級（高校卒程度）206,800 円である。

# 第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

## その1 公民給与比較の対象職種

### 1 企業規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 8 級 100人以上500人未 満は行政職 7 級
大 学 卒	14	53.3	716,497	21,301	695,196		
短 大 卒	9	53.2	758,241	30,659	727,582		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	5	53.6	644,541	5,169	639,372		
事務部長	207	52.7	666,963	7,411	659,552	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 7 級 100人以上500人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	158	52.3	676,877	7,741	669,136		
短 大 卒	19	53.0	637,681	2,781	634,900		
高 校 卒	30	54.9	632,440	8,789	623,651		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	50	55.0	626,041	14,292	611,749	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	38	54.3	632,141	21,616	610,525		
短 大 卒	8	57.2	631,237	-	631,237		
高 校 卒	4	53.1	541,123	-	541,123		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	444	48.7	618,228	11,483	606,745	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職 6 級 100人以上500人未 満は行政職 5 級
大 学 卒	323	48.1	637,565	12,215	625,350		
短 大 卒	61	49.3	562,414	13,570	548,844		
高 校 卒	59	51.8	559,253	4,151	555,102		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	135	45.6	505,048	51,260	453,788	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門 職中間職（課長－係長間）	企業規模が 500人以上は行政 職 4 級、5 級 100人以上500人未 満は行政職 4 級
大 学 卒	95	43.6	498,859	45,744	453,115		
短 大 卒	16	48.7	488,848	63,364	425,484		
高 校 卒	24	50.8	545,244	62,203	483,041		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	486	43.9	484,413	55,165	429,248	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	261	41.1	478,819	58,882	419,937		
短 大 卒	62	48.7	481,972	59,470	422,502		
高 校 卒	156	46.4	495,006	47,536	447,470		
中 学 卒	7	43.2	468,949	51,464	417,485		
事務主任	484	41.0	443,050	53,472	389,578	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認め られる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 3 級（一部 は 4 級、5 級）
大 学 卒	312	38.6	458,605	62,370	396,235		
短 大 卒	62	47.7	378,706	26,119	352,587		
高 校 卒	97	45.8	421,111	36,379	384,732		
中 学 卒	13	43.8	502,524	59,842	442,682		
事務係員	1,751	37.4	380,416	53,617	326,799		行政職 1 級、2 級
大 学 卒	1,102	34.4	389,070	58,347	330,723		
短 大 卒	300	42.8	352,020	43,018	309,002		
高 校 卒	332	42.6	375,742	46,667	329,075		
中 学 卒	17	45.8	401,850	52,156	349,694		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計（100人以上）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和7年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	130	52.3	694,730	13,912	680,818	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 100人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	103	52.0	697,833	15,881	681,952		
短大卒	13	53.8	718,080	1,204	716,876		
高校卒	14	52.7	644,230	11,634	632,596		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	38	54.0	663,173	64,043	599,130	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	28	54.0	668,246	26,603	641,643		
短大卒	5	55.1	686,143	225,698	460,445		
高校卒	5	52.8	617,779	92,246	525,533		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	298	49.3	628,182	29,628	598,554	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 100人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	226	49.1	637,705	29,144	608,561		
短大卒	34	50.2	602,807	26,291	576,516		
高校卒	38	50.4	581,425	36,249	545,176		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	109	47.8	536,889	59,823	477,066	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 100人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	77	47.7	534,464	62,480	471,984		
短大卒	13	46.9	533,095	48,832	484,263		
高校卒	19	49.2	552,348	53,666	498,682		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	243	45.5	512,249	71,891	440,358	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	109	43.6	545,831	97,221	448,610		
短大卒	26	49.3	477,389	63,351	414,038		
高校卒	108	46.3	490,190	51,109	439,081		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	339	42.2	474,239	53,907	420,332	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認めら れる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は 4級、5級)
大学卒	217	42.1	494,791	56,245	438,546		
短大卒	44	44.0	438,535	52,539	385,996		
高校卒	78	41.3	410,385	44,787	365,598		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	1,252	32.7	373,173	59,032	314,141		行政職1級、2級
大学卒	803	31.5	382,117	64,114	318,003		
短大卒	154	35.5	352,020	54,424	297,596		
高校卒	295	34.7	359,082	47,353	311,729		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	13	53.3	723,686	22,835	700,851		
短 大 卒	8	53.1	775,055	34,302	740,753		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	5	53.6	644,541	5,169	639,372		
事務部長	148	52.4	684,661	10,501	674,160	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	110	51.9	698,786	11,257	687,529		
短 大 卒	13	53.1	647,643	4,158	643,485		
高 校 卒	25	54.4	641,951	10,655	631,296		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	35	55.2	657,708	4,802	652,906	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	28	54.0	655,068	7,425	647,643		
短 大 卒	5	57.8	667,929	-	667,929		
高 校 卒	2	53.4	611,458	-	611,458		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	361	48.5	635,694	10,152	625,542	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	264	48.0	656,997	10,586	646,411		
短 大 卒	43	49.1	578,245	14,073	564,172		
高 校 卒	53	51.4	562,498	3,598	558,900		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	92	45.9	542,308	51,392	490,916	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門 職中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	62	43.3	537,962	42,004	495,958		
短 大 卒	11	49.2	519,950	76,265	443,685		
高 校 卒	19	50.3	574,610	55,295	519,315		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	393	44.2	508,990	59,465	449,525	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	204	41.1	504,198	63,270	440,928		
短 大 卒	46	49.0	501,891	63,879	438,012		
高 校 卒	137	47.1	518,455	52,314	466,141		
中 学 卒	6	42.2	507,099	62,849	444,250		
事務主任	405	41.5	454,424	51,961	402,463	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者係長等の いない事業所において、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任中 間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	252	39.0	472,863	60,912	411,951		
短 大 卒	51	47.9	383,892	24,250	359,642		
高 校 卒	89	46.1	429,316	36,856	392,460		
中 学 卒	13	43.8	502,524	59,842	442,682		
事務係員	1,334	38.4	404,749	59,266	345,483		行政職1級、2級
大 学 卒	838	35.3	412,702	64,343	348,359		
短 大 卒	212	44.3	378,239	47,507	330,732		
高 校 卒	267	43.9	399,808	51,878	347,930		
中 学 卒	17	45.8	401,850	52,156	349,694		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	100	52.9	716,319	12,966	703,353	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	77	52.8	726,349	14,643	711,706		
短大卒	9	53.9	734,934	1,741	733,193		
高校卒	14	52.7	644,230	11,634	632,596		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	28	55.0	675,808	1,907	673,901	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	24	55.5	681,542	2,213	679,329		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	52.6	631,001	-	631,001		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	267	49.7	636,460	27,589	608,871	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	203	49.4	647,657	28,311	619,346		
短大卒	28	51.5	610,686	13,051	597,635		
高校卒	36	50.3	577,476	33,847	543,629		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	88	48.0	549,296	53,402	495,894	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級、5級
大学卒	59	47.8	545,540	54,443	491,097		
短大卒	10	47.3	573,426	44,061	529,365		
高校卒	19	49.2	552,348	53,666	498,682		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	221	45.4	521,467	76,186	445,281	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	97	43.6	565,494	105,290	460,204		
短大卒	22	49.1	487,895	70,211	417,684		
高校卒	102	46.1	491,417	52,897	438,520		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	286	43.1	490,108	55,324	434,784	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等 と認められる主任中間職 (係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大学卒	170	43.5	519,447	58,316	461,131		
短大卒	40	43.9	445,933	53,902	392,031		
高校卒	76	41.2	411,820	45,321	366,499		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	996	33.2	388,020	64,192	323,828		行政職1級、2級
大学卒	611	31.9	401,882	71,247	330,635		
短大卒	109	36.9	375,105	64,404	310,701		
高校卒	276	34.6	362,190	48,555	313,635		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	X	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	X	X	X	X	X		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	59	53.4	627,185	467	626,718	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	48	53.1	632,208	571	631,637		
短 大 卒	6	52.9	617,557	-	617,557		
高 校 卒	5	57.1	587,629	-	587,629		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	15	54.6	564,014	32,883	531,131	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	10	54.8	590,023	47,688	542,335		
短 大 卒	3	55.0	507,933	-	507,933		
高 校 卒	2	53.0	503,725	-	503,725		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	83	49.4	534,003	17,904	516,099	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	59	48.7	538,786	20,497	518,289		
短 大 卒	18	50.0	518,850	12,184	506,666		
高 校 卒	6	55.1	531,842	8,825	523,017		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	43	45.3	459,004	51,096	407,908	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	33	43.9	461,705	49,296	412,409		
短 大 卒	5	47.7	424,243	36,565	387,678		
高 校 卒	5	52.1	475,795	78,541	397,254		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	93	42.4	382,449	37,326	345,123	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	57	41.2	390,409	43,596	346,813		
短 大 卒	16	48.0	419,644	45,675	373,969		
高 校 卒	19	41.2	336,299	15,195	321,104		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務主任	79	38.4	385,838	61,071	324,767	係長等のいる事業所における 主任係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を 有する者係長等のいない事 業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認めら れる主任中間職（係長－係 員間）	行政職3級（一部 は4級）
大 学 卒	60	36.6	396,586	68,715	327,871		
短 大 卒	11	46.6	353,056	35,365	317,691		
高 校 卒	8	42.9	339,572	31,641	307,931		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	417	34.0	299,304	34,787	264,517		行政職1級、2級
大 学 卒	264	31.6	309,136	38,064	271,072		
短 大 卒	88	38.9	287,764	32,015	255,749		
高 校 卒	65	37.4	273,120	24,447	248,673		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	30	50.6	633,722	16,586	617,136	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	26	50.2	627,069	18,954	608,115		
短大卒	4	53.6	680,315	-	680,315		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	10	51.9	637,672	189,451	448,221	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	4	47.9	611,755	130,236	481,519		
短大卒	4	55.5	683,099	239,864	443,235		
高校卒	2	53.0	600,665	211,655	389,010		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	31	46.4	558,629	46,764	511,865	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	23	46.3	548,354	36,624	511,730		
短大卒	6	45.0	571,704	78,554	493,150		
高校卒	2	51.0	639,519	71,582	567,937		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	21	47.4	507,184	75,196	431,988	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	18	47.6	512,448	78,457	433,991		
短大卒	3	46.3	475,600	55,634	419,966		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	22	46.5	409,938	24,225	385,713	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	12	43.2	381,320	29,707	351,613		
短大卒	4	50.5	412,327	20,863	391,464		
高校卒	6	50.3	465,767	15,501	450,266		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	53	35.9	370,878	44,676	326,202	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	47	35.0	373,642	46,065	327,577		
短大卒	4	45.1	341,276	34,618	306,658		
高校卒	2	48.2	343,997	20,085	323,912		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	256	31.0	315,277	38,911	276,366		行政職1級、2級
大学卒	192	30.3	319,957	41,682	278,275		
短大卒	45	32.3	298,019	31,078	266,941		
高校卒	19	36.4	305,375	26,582	278,793		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 【参考】企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	9	54.4	491,299	3,373	487,926	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	6	54.2	479,196	4,212	474,984	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	3	55.0	515,504	1,694	513,810	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	2	57.0	495,000	-	495,000	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	2	57.0	495,000	-	495,000	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	7	50.7	390,278	24,257	366,021	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
大 学 卒	5	49.2	406,468	18,768	387,700	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	54.5	349,805	37,980	311,825	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長代理	-	-	-	-	-	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係長	28	45.4	387,199	51,451	335,748	係の長及び係長級専門職
大 学 卒	17	45.2	400,009	37,769	362,240	
短 大 卒	3	52.7	347,582	48,641	298,941	
高 校 卒	8	43.3	374,834	81,580	293,254	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務主任	14	41.6	333,238	35,317	297,921	係長等のいる事業所におけ る主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、 職能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
大 学 卒	7	42.7	335,872	29,180	306,692	
短 大 卒	3	35.0	373,375	85,208	288,167	
高 校 卒	4	44.8	298,524	8,637	289,887	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	108	36.9	280,585	29,743	250,842	
大 学 卒	53	33.5	278,067	29,286	248,781	
短 大 卒	25	40.0	271,195	23,143	248,052	
高 校 卒	27	39.9	296,435	38,709	257,726	
中 学 卒	3	46.7	259,958	10,292	249,666	

- (注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。  
 2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 【参考】企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	6	50.7	479,778	373	479,405	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	49.0	491,981	281	491,700	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	51.5	473,677	420	473,257	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	8	50.1	447,738	308	447,430	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
大 学 卒	2	49.0	497,125	-	497,125	
短 大 卒	X	X	X	X	X	
高 校 卒	5	52.0	430,627	493	430,134	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	X	X	X	X	X	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
大 学 卒	X	X	X	X	X	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係長	16	47.4	405,899	44,761	361,138	係の長及び係長級専門職
大 学 卒	10	44.8	415,424	47,930	367,494	
短 大 卒	X	X	X	X	X	
高 校 卒	5	51.6	390,930	47,374	343,556	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術主任	13	44.3	343,474	35,975	307,499	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下 を有する者係長等のいない 事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認め られる主任中間職（係長－ 係員間）
大 学 卒	4	47.5	359,027	39,319	319,708	
短 大 卒	6	38.3	325,761	26,593	299,168	
高 校 卒	3	52.0	358,164	50,281	307,883	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係員	101	34.2	300,819	34,288	266,531	
大 学 卒	36	34.5	315,878	36,849	279,029	
短 大 卒	37	31.6	291,723	35,373	256,350	
高 校 卒	28	37.3	293,606	29,504	264,102	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

- (注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。  
 2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和7年4月分 平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
技能・労務関係職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	-	-	-	-	-	
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
守衛 用務員	-	-	-	-	-	
海 事 関 係 職 種	遠洋					航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
	船長・機関長	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-		
近海						北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-	-	-	-		
一等航海士・機関士	-	-	-	-		
二等航海士・機関士	-	-	-	-		
三等航海士・機関士	-	-	-	-		
甲板長・操機長	-	-	-	-		
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-		
沿海						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-	-	-	-		
一等航海士・機関士	-	-	-	-		
二等航海士・機関士	-	-	-	-		
三等航海士・機関士	-	-	-	-		
甲板長・操機長	-	-	-	-		
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分 平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
教育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-		
	大 学 副 学 長	3	59.0	1,117,607	-	1,117,607	
	大 学 学 部 長	4	58.8	830,836	-	830,836	
	大 学 教 授	47	57.5	703,190	-	703,190	
	大 学 准 教 授	38	49.8	584,546	-	584,546	
	大 学 講 師	43	44.3	530,507	-	530,507	
	大 学 助 教	42	38.8	489,753	1,494	488,259	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	704,691	-	704,691	
高 等 学 校 教 頭	4	54.8	619,540	-	619,540		
高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-		
高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-		
高 等 学 校 教 諭	47	47.1	562,155	4,250	557,905		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長	
	研 究 部 ( 課 ) 長	13	51.6	842,369	-		842,369
	研 究 室 ( 係 ) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	12	51.5	627,183	8,591	618,592	{ 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 員	30	37.1	527,166	47,329	479,837	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	69.0	1,181,370	-	1,181,370	{ 部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者
	副 院 長	5	62.0	1,090,755	67,758	1,022,997	
	医 科 長	24	54.8	1,178,932	242,199	936,733	{ 部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	30	44.6	1,061,004	263,469	797,535	
	歯 科 医 師	3	36.7	681,022	-	681,022	
	薬 局 長	3	54.7	541,278	25,328	515,950	{ 部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	30	39.1	415,030	34,766	380,264	
	診 療 放 射 線 技 師	16	42.8	350,855	5,747	345,108	
	臨 床 検 査 技 師	16	33.8	272,641	20,649	251,992	
	栄 養 士	12	29.9	236,845	2,372	234,473	
	理 学 療 法 士	48	32.5	296,764	8,298	288,466	
	作 業 療 法 士	34	33.5	296,906	8,268	288,638	
	総 看 護 師 長	2	55.5	541,050	-	541,050	{ 部下に看護師長5人以上 { 部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師 長	29	42.0	356,986	13,139	343,847		
看 護 師	85	34.6	342,494	22,115	320,379		
准 看 護 師	15	39.5	273,859	55,508	218,351		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	78.9 %	( 78.2 ) %	( 21.8 ) %	( - ) %	21.1 %
	500人以上	92.8	( 82.9 )	( 17.1 )	( - )	7.2
	100人以上 500人未満	52.0	( 62.2 )	( 37.8 )	( - )	48.0
	【参考】 50人以上 100人未満	19.6	( 66.7 )	( 33.3 )	( - )	80.4
高校卒	計	51.2	( 79.1 )	( 20.9 )	( - )	48.8
	500人以上	59.1	( 88.7 )	( 11.3 )	( - )	40.9
	100人以上 500人未満	36.0	( 48.9 )	( 51.1 )	( - )	64.0
	【参考】 50人以上 100人未満	19.6	( 100.0 )	( - )	( - )	80.4

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	65.0%
支給しない	35.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

- (注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

## 第17表 民間における通勤手当の支給状況

### その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.1%	(20.8%)	(53.8%)	(0.0%)	(25.5%)	2.9%

- (注) 1 支給形態の( )内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。  
 なお、構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。
- 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである  
 (その2、その3及びその4において同じ)。

### その2 距離段階別定額制における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,344円	7,332円	13,549円	19,562円	24,648円	28,189円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	31,025円	32,600円	33,574円	34,541円	35,508円	

- (注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

### その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
44.4%	(3.6%)	(33.5%)	(29.4%)	(33.5%)	55.6%

(注) 支給形態の( )内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

なお、構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

### その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
13.2%	0.0%	7.5%	11.3%	0.0%	0.0%	25.1%	0.0%
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
34.5%	8.5%						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

なお、構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第18表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	416,910 円
	上半期 (A2)	425,956 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	936,289 円
	上半期 (B2)	1,023,650 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分
	上半期 (B2/A2)	2.40 月分
	計	4.65 月分

- (注) 1 下半期とは、令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは、令和7年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。
- 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課長級		部長級（非役員）	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.7	42.3	53.4	46.6	53.5	46.5

- (注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

## 第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	70.1	29.9	0.0

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

## 第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
		%	60歳で減額	
		%	%	%
課長級		71.9	51.9	28.1
非管理職		60.3	46.3	39.7

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第22表において同じ。）  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

## 第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
77.5	76.1

- (注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。  
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

# 3 そ の 他



第23表 物価及び生計費

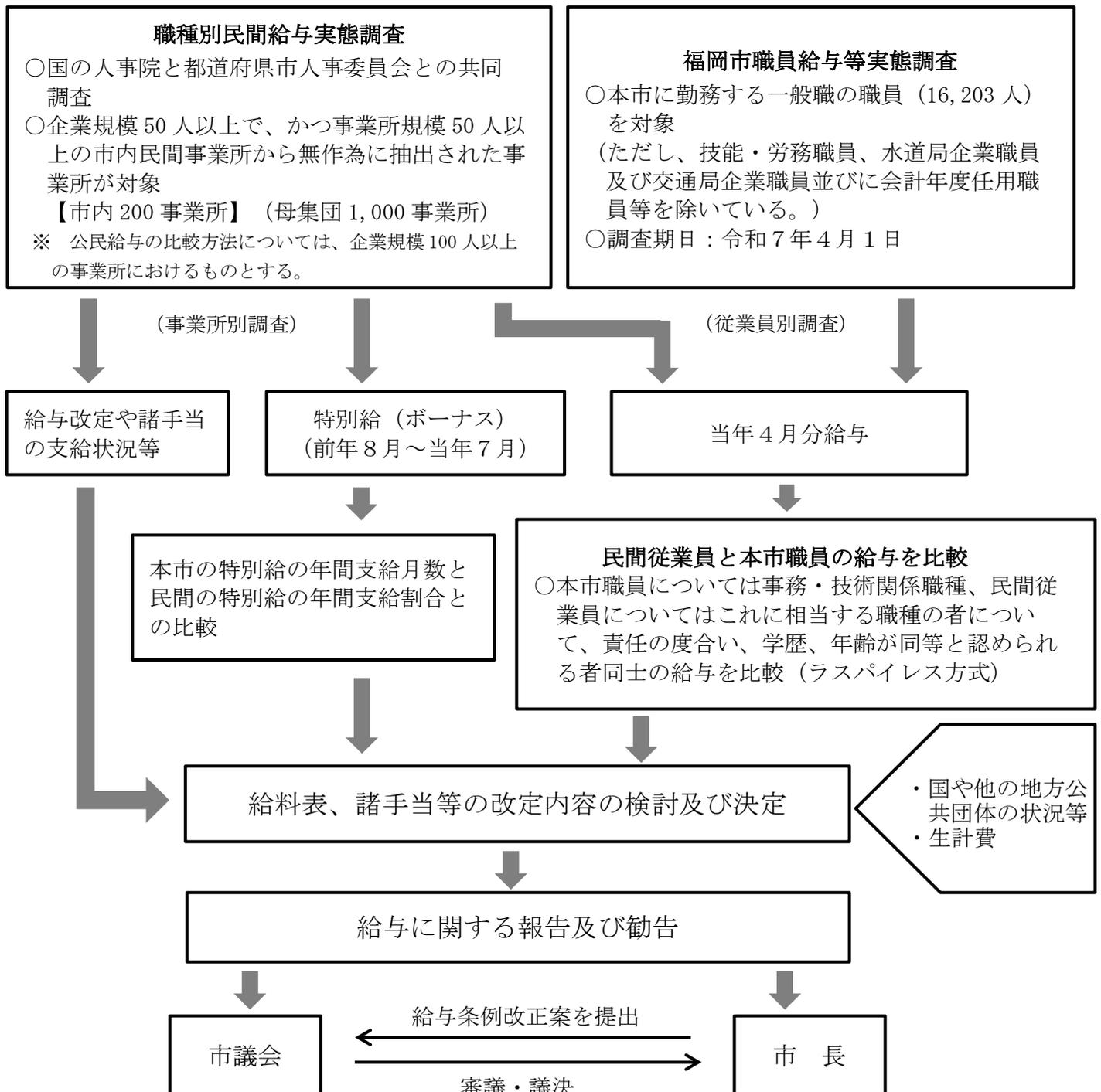
項目 年月	物価			生計費						
	①消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数」)			②消費支出(二人以上の世帯) (総務省「家計調査」)						
	全国	大都市	福岡市	全国		大都市		福岡市		
	前年比・ 前年同月比 (%)			金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	
令和5年	3.2	3.2	3.3	294.0	1.1	312.6	3.7	309.0	7.9	
令和6年	2.7	2.7	3.1	300.2	2.1	319.3	2.2	289.4	△ 6.3	
令和6年	1月	2.2	2.0	2.3	289.5	△ 4.0	317.5	0.9	274.5	△ 6.5
	2月	2.8	2.7	3.1	279.9	2.8	305.0	7.7	284.9	3.3
	3月	2.7	2.6	2.9	318.7	1.9	350.6	9.2	298.2	△ 0.3
	4月	2.5	2.4	3.0	313.3	3.4	343.6	4.1	320.4	△ 2.8
	5月	2.8	2.7	3.0	290.3	1.4	317.6	6.1	287.7	△ 16.7
	6月	2.8	2.8	3.3	280.9	1.9	291.6	1.3	249.8	△ 13.8
	7月	2.8	2.7	3.3	290.9	3.3	314.8	3.7	303.5	5.6
	8月	3.0	3.0	3.4	297.5	1.5	308.7	△ 3.0	269.8	△ 14.4
	9月	2.5	2.5	2.8	288.0	1.8	304.5	0.5	332.8	△ 0.6
	10月	2.3	2.3	2.7	305.8	1.3	312.7	△ 5.5	240.4	△ 23.0
	11月	2.9	2.9	3.6	295.5	3.0	304.9	△ 0.4	278.0	△ 11.7
	12月	3.6	3.6	4.0	352.6	7.0	360.6	2.1	332.9	7.2
令和7年	1月	4.0	3.9	4.4	305.5	5.5	325.6	2.5	298.0	8.6
	2月	3.7	3.4	3.9	290.5	3.8	310.2	1.7	250.7	△ 12.0
	3月	3.6	3.4	3.9	339.2	6.4	362.0	3.3	313.4	5.1
	4月	3.6	3.5	3.6	325.7	4.0	341.3	△ 0.7	309.5	△ 3.4

(注) 1 ①の前年比・前年同月比については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。  
 2 ②の調査世帯について、令和7年4月現在、世帯数は、全国7,302世帯、大都市2,136世帯、福岡市91世帯であり、世帯人員は、全国2.88人、大都市2.93人、福岡市3.05人であり、有業人員は、全国1.32人、大都市1.33人、福岡市1.27人であり、世帯主平均年齢は、全国60.5歳、大都市60.1歳、福岡市59.9歳である。  
 3 ①及び②における大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部である。

## 給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

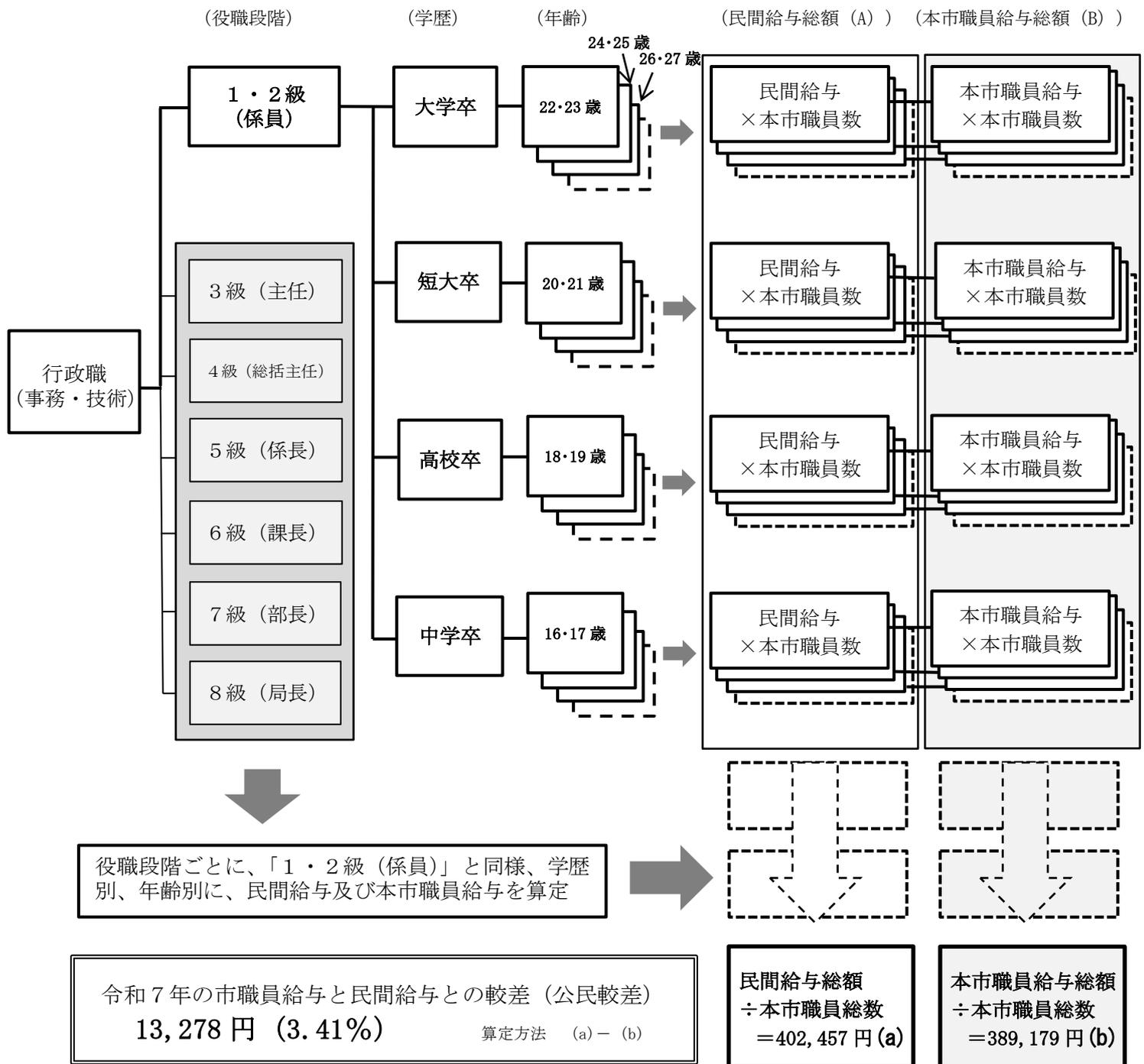
また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和7年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和7年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出